

第1条による改正（退職年金等支給規則（昭和33年福岡県規則第14号））

改 正 案

現 行

様式第4号（第12条関係）

退職年金等受給権存否の調査に関する申立書

年 月 日調査

(甲) 申立一般事項についての	証書記号番号				
	受給者氏名				
	受給者住所				
(乙) 戸籍抄本・謄本で判らない失権・停止事由についての申立	(い)	無期又は3年を超える <u>拘禁刑</u> に処せられたことが		あ る な い	
	(ろ)	3年以下の <u>拘禁刑</u> に処せられたことが		あ る な い	
	(は)	普通恩給受給者（普通退職年金受給者）が 増加恩給受給者（増加退職年金受給者） 恩給法上の公務員又は公務員とみなされる者 若しくは地方自治法施行令第174条の50の規定の適用を受ける都道府県の職員として再就職		していない	
				しており、その届出を	している
					していない
上記のとおり相違ないことを申し立てます。 年 月 日 受給者氏名 (印) ※受給者本人が記入する場合は押印は不要です。 ※代筆の場合は、受給者の印と代筆者氏名・押印・続柄も必要です。 代筆者氏名 (印) 続柄： _____					

注 1 (乙)欄は、いずれか該当するものに○印を付けてください。

2 (乙)の(は)欄は、扶助料(遺族扶助料)受給者は、記載の必要がありません。

様式第4号（第12条関係）

退職年金等受給権存否の調査に関する申立書

年 月 日調査

(甲) 申立一般事項についての	証書記号番号				
	受給者氏名				
	受給者住所				
(乙) 戸籍抄本・謄本で判らない失権・停止事由についての申立	(い)	無期又は3年を超える <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せられたことが		あ る な い	
	(ろ)	3年以下の <u>懲役又は禁錮の刑</u> に処せられたことが		あ る な い	
	(は)	普通恩給受給者（普通退職年金受給者）が 増加恩給受給者（増加退職年金受給者） 恩給法上の公務員又は公務員とみなされる者 若しくは地方自治法施行令第174条の50の規定の適用を受ける都道府県の職員として再就職		していない	
				しており、その届出を	している
					していない
上記のとおり相違ないことを申し立てます。 年 月 日 受給者氏名 (印) ※受給者本人が記入する場合は押印は不要です。 ※代筆の場合は、受給者の印と代筆者氏名・押印・続柄も必要です。 代筆者氏名 (印) 続柄： _____					

注 1 (乙)欄は、いずれか該当するものに○印を付けてください。

2 (乙)の(は)欄は、扶助料(遺族扶助料)受給者は、記載の必要がありません。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第二条による改正（福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号））

改 正 案	現 行
（県土整備事務所長委任事項） 第七十条 略 2〳9 略 10 県土整備事務所長に、次の各号に掲げる建築都市部建築指導課関係の事務を委任する。 一・二 略 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務 この号中建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を「施行規則」、福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）を「施行細則」という。 イ・ロ 略 ハ 法第八条の二の規定に基づく一級建築士、二級建築士又は木造建築士の死亡、拘禁刑以上の刑、罰金の刑に処せられたこと及び心身の故障により業務を適正に行うことができない場合に該当するに至ったことについて の届出を受領すること（本庁に進達）。 ニ〳レ 略 四〳十一 略 11・12 略	（県土整備事務所長委任事項） 第七十条 略 2〳9 略 10 県土整備事務所長に、次の各号に掲げる建築都市部建築指導課関係の事務を委任する。 一・二 略 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務 この号中建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を「施行規則」、福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）を「施行細則」という。 イ・ロ 略 ハ 法第八条の二の規定に基づく一級建築士、二級建築士又は木造建築士の死亡、禁錮刑以上の刑、罰金の刑に処せられたこと及び心身の故障により業務を適正に行うことができない場合に該当するに至ったことについて の届出を受領すること（本庁に進達）。 ニ〳レ 略 四〳十一 略 11・12 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第三条による改正（議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則（昭和四十三年福岡県規則第九号））

改 正 案	現 行
（休業補償を行わない場合） 第十条の二 条例第七条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二 略	（休業補償を行わない場合） 第十条の二 条例第七条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第四条による改正（福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成二十四年福岡県規則第四十二号））

改 正 案	現 行
（条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由） 第五条 条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。 （条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由） 第十一条 条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。	（条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由） 第五条 条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。 （条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由） 第十一条 条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第5条による改正（福岡県ふぐ取扱条例施行規則（昭和54年福岡県規則第12号））

改 正 案	現 行
様式第2号（第4条） (表) 第 号 ふ ぐ 処 理 師 免 許 証 本籍地 都道府県 氏 名 年 月 日生 福岡県ふぐ取扱条例(昭和53年福岡県条例第38号)によりふぐ処理師の免許を与える。 よつてこの証を交付する。 年 月 日 福岡県知事 ☐ (裏) 福 岡 県 ふ ぐ 取 扱 条 例 抜 粋 (処理の制限) 第5条 ふぐ処理師でない者は、ふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理師（第11条第1項の規定により業務停止を命ぜられている者を除く。）の立会いのもとに、その指示を受けて処理に従事する場合は、この限りでない。 (遵守事項) 第14条 ふぐ処理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 (1) ふぐ処理に従事する場合は、免許証を携行し、当該職員の求めがあつたときは、これを提示すること。 (2) ふぐは、処理に当たつて飲用適の水を用いて十分洗浄すること。 (3) ふぐの有毒部分は、これを食用に供し、又は食用に供せしめないこと。 (4) ふぐの処理に使用した器具類は、飲用適の水を用いて十分洗浄すること。 (5) 除去した有毒部分は、不透透性材料で作られた有蓋^{がい}、かつ、専用の容器に入れ、焼却その他人畜に危害を与えるおそれのない方法で処分すること。 (6) その他知事が衛生上必要と認めた事項 (罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条及び第5条の規定に違反した者 (2) 第11条第1項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者 2 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。	様式第2号（第4条） (表) 第 号 ふ ぐ 処 理 師 免 許 証 本籍地 都道府県 氏 名 年 月 日生 福岡県ふぐ取扱条例(昭和53年福岡県条例第38号)によりふぐ処理師の免許を与える。 よつてこの証を交付する。 年 月 日 福岡県知事 ☐ (裏) 福 岡 県 ふ ぐ 取 扱 条 例 抜 粋 (処理の制限) 第5条 ふぐ処理師でない者は、ふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理師（第11条第1項の規定により業務停止を命ぜられている者を除く。）の立会いのもとに、その指示を受けて処理に従事する場合は、この限りでない。 (遵守事項) 第14条 ふぐ処理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 (1) ふぐ処理に従事する場合は、免許証を携行し、当該職員の求めがあつたときは、これを提示すること。 (2) ふぐは、処理に当たつて飲用適の水を用いて十分洗浄すること。 (3) ふぐの有毒部分は、これを食用に供し、又は食用に供せしめないこと。 (4) ふぐの処理に使用した器具類は、飲用適の水を用いて十分洗浄すること。 (5) 除去した有毒部分は、不透透性材料で作られた有蓋^{がい}、かつ、専用の容器に入れ、焼却その他人畜に危害を与えるおそれのない方法で処分すること。 (6) その他知事が衛生上必要と認めた事項 (罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条及び第5条の規定に違反した者 (2) 第11条第1項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者 2 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

改 正 案	現 行
様式第 6 号（第11条） (表) 略 (裏) 福岡県ふぐ取扱条例 抜粋 第十五条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、ふぐ処理師その他関係者から必要な報告を求め、当該職員にふぐ処理等を行う場所に立ち入り、ふぐ処理の状況、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一 第四条及び第五条の規定に違反した者 二 第十一条第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者 2 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。	様式第 6 号（第11条） (表) 略 (裏) 福岡県ふぐ取扱条例 抜粋 第十五条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、ふぐ処理師その他関係者から必要な報告を求め、当該職員にふぐ処理等を行う場所に立ち入り、ふぐ処理の状況、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一 第四条及び第五条の規定に違反した者 二 第十一条第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者 2 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第6条による改正（福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年福岡県規則第57号））

改 正 案	現 行
様式第10号（第10条関係）略 （誓約項目） 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） 第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。 - 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 - 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 - 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 - 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。 （別紙1）略	様式第10号（第10条関係）略 （誓約項目） 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋） 第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。 - 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 - 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 - 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 - 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。 （別紙1）略

改正案

様式第 1 1 号（第10条関係）略

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律**その他国民の保健医療に関する法律**で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙 1）略

現行

様式第 1 1 号（第10条関係）略

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、**禁錮**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律**その他国民の保健医療に関する法律**で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙 1）略

改正案

様式第12号（第10条関係）略

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律(抜粋)

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日(第6号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を知照した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙1）略

現行

様式第12号（第10条関係）略

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律(抜粋)

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、**禁錮**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日(第6号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を知照した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙1）略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第7条による改正（福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号））

改 正 案	現 行
様式第9号（第17条の9関係）略 様式第9号（裏面）（第17条の9関係） （誓約項目） 児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 児童福祉法(抜粋) 第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。 - 一 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 - 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日を用いる。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 - 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 - 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。	様式第9号（第17条の9関係）略 様式第9号（裏面）（第17条の9関係） （誓約項目） 児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 児童福祉法(抜粋) 第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。 - 一 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 - 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実<u>その他の当該事実</u>に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 - 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日を用いる。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 - 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 - 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 - 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

改 正 案	現 行
様式第10号（第17条の9関係）略 様式第10号（裏面）（第17条の9関係） （誓約項目） 児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 児童福祉法（抜粋） 第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分となつた事実及び当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 （別紙1）略	様式第10号（第17条の9関係）略 様式第10号（裏面）（第17条の9関係） （誓約項目） 児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 児童福祉法（抜粋） 第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 （別紙1）略

改正案

様式第 1 1 号（第17条の9関係）略

様式第 1 1 号（第17条の9関係）

（誓約項目）

児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

児童福祉法(抜粋)

第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を知照した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙 1）略

現行

様式第 1 1 号（第17条の9関係）略

様式第 1 1 号（第17条の9関係）

（誓約項目）

児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

児童福祉法(抜粋)

第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、**禁錮**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を知照した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 七 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

（別紙 1）略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第8条による改正（福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号））

改 正 案	現 行
様式第9号（第10条） 表 面 略 裏 面 従事令書の交付を受けた者の心得 - 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者が、傷病、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合にはその市町村長、警察官、船長、又は駅長の証明書を添えこの令書を発した者に遅滞なく届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りではない。 - 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の<u>拘禁刑</u>、又は300,000円以下の罰金に処せられる。	様式第9号（第10条） 表 面 略 裏 面 従事令書の交付を受けた者の心得 - 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者が、傷病、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合にはその市町村長、警察官、船長、又は駅長の証明書を添えこの令書を発した者に遅滞なく届け出ること。 - 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りではない。 - 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の<u>懲役</u>、又は300,000円以下の罰金に処せられる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第9条による改正（福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年福岡県規則第38号））

改 正 案	現 行
様式第12号（第6条） （表面） 略 （裏面） - この証書は、大切に保管しておいてください。 もし、この証書を破つたり、よごしたり、又は失つたりしたときは、新しい証書を交付しますから、加入等証書再交付申請書（様式第14号）を知事に提出してください。 - 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。 - 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。 - 年金受給権者又は年金管理者は、毎月5月末日までに年金受給権者現況届書（様式第25号）を知事に提出しなければなりません。 もし、この届書の提出を怠ると、年金の支払いを差し止められます。 - 年金受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支払いをいたしません。 - 所在が1月以上不明のとき。 <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 - 日本国内に住所を有しないとき。 - この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、又はこれを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。 - 偽りその他不正の手段で年金の支払いを受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。 - 年金受給権者又は年金管理者の氏名若しくは住所等を変更したときは、氏名（住所）変更届書（様式第21号）にこの証書を添えて知事に提出してください。 - 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がないときは、その遺族の方）は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。 - 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。	様式第12号（第6条） （表面） 略 （裏面） - この証書は、大切に保管しておいてください。 もし、この証書を破つたり、よごしたり、又は失つたりしたときは、新しい証書を交付しますから、加入等証書再交付申請書（様式第14号）を知事に提出してください。 - 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。 - 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。 - 年金受給権者又は年金管理者は、毎月5月末日までに年金受給権者現況届書（様式第25号）を知事に提出しなければなりません。 もし、この届書の提出を怠ると、年金の支払いを差し止められます。 - 年金受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支払いをいたしません。 - 所在が1月以上不明のとき。 <u>懲役又は禁固</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 - 日本国内に住所を有しないとき。 - この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、又はこれを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。 - 偽りその他不正の手段で年金の支払いを受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。 - 年金受給権者又は年金管理者の氏名若しくは住所等を変更したときは、氏名（住所）変更届書（様式第21号）にこの証書を添えて知事に提出してください。 - 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がないときは、その遺族の方）は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。 - 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。

改 正 案

様式第 2 4 号 (第11条)

年金証書
番 号

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	— —
支給停止事由の 発生・消滅した日		年 月 日
支給停止 事由発生 の 内 容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止 事由消滅 の 内 容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ た。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が発生・消滅しましたので、お届けします。 年 月 日 住 所 氏 名 (電話番号 — —) 福岡県知事 殿		

- 注 1 発生又は消滅のうち、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「支給停止事由発生の内容」及び「支給停止事由消滅の内容」欄は、該当する内容の番号を○で囲んでください。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

現 行

様式第 2 4 号 (第11条)

年金証書
番 号

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	— —
支給停止事由の 発生・消滅した日		年 月 日
支給停止 事由発生 の 内 容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が <u>懲役又は禁錮</u> の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止 事由消滅 の 内 容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が <u>懲役若しくは禁錮の刑</u> の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が発生・消滅しましたので、お届けします。 年 月 日 住 所 氏 名 (電話番号 — —) 福岡県知事 殿		

- 注 1 発生又は消滅のうち、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「支給停止事由発生の内容」及び「支給停止事由消滅の内容」欄は、該当する内容の番号を○で囲んでください。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第10条による改正（福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年福岡県規則第78号））

改 正 案	現 行
様式第1号（第2条関係）略 （別添第1号～別添第6号）略 （別添第7号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第5項の基準に係る誓約書 申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （記名押印又は署名） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に よる下記の基準を満たしていることを誓います。 記※ 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。 2 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 3 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信用を有すること。 4 次のいずれにも該当するものでないこと。 イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、	様式第1号（第2条関係）略 （別添第1号～別添第6号）略 （別添第7号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第5項の基準に係る誓約書 申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （記名押印又は署名） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に よる下記の基準を満たしていることを誓います。 記※ 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。 2 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 3 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信用を有すること。 4 次のいずれにも該当するものでないこと。 イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、

改 正 案	現 行
当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘのいずれかに該当する者であるとき。 ※ 申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は、上記第1号から第3号までを削除して使用すること。	当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘのいずれかに該当する者であるとき。 ※ 申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は、上記第1号から第3号までを削除して使用すること。

改 正 案	現 行
様式第2号（第3条関係）略 （別添第1号～別添第6号）略 （別添第7号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項の基準に係る誓約書 申請者 法人の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所） 法人の名称（個人にあっては、氏名） 法人の代表者の氏名 （記名押印又は署名） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項による下記のいずれにも該当していないことを誓います。 記 1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 3 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 4 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 5 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。	様式第2号（第3条関係）略 （別添第1号～別添第6号）略 （別添第7号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項の基準に係る誓約書 申請者 法人の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所） 法人の名称（個人にあっては、氏名） 法人の代表者の氏名 （記名押印又は署名） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項による下記のいずれにも該当していないことを誓います。 記 1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 3 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 4 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 5 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

改 正 案	現 行
6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者 ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。) ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの	6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者 ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。) ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第11条による改正（福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年福岡県規則第21号））

改 正 案	現 行																																												
別記様式第4号の1（第5条関係） 第 号 年 月 日 接 近 禁 止 命 令 書 (保 護 者 氏 名) 殿 印 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。 <table border="1"> <tr> <td>命 令 を 受 け る 者</td><td>住 所</td></tr> <tr> <td></td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td></td><td>生 年 月 日 年 月 日生(歳)</td></tr> <tr> <td>命 令 の 内 容</td><td>が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td></tr> <tr> <td>命 令 を す る 理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>命 令 の 有 効 期 間</td><td>本日 から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>対 象 と な る 児 童</td><td>住所又は居所</td></tr> <tr> <td></td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td></td><td>生 年 月 日 年 月 日生(歳)</td></tr> <tr> <td>連 絡 先 住 所</td><td></td></tr> <tr> <td>連 絡 先 電 話 番 号</td><td></td></tr> </table> (注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	命 令 を 受 け る 者	住 所		氏 名		生 年 月 日 年 月 日生(歳)	命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	命 令 を す る 理 由		命 令 の 有 効 期 間	本日 から 年 月 日まで	対 象 と な る 児 童	住所又は居所		氏 名		生 年 月 日 年 月 日生(歳)	連 絡 先 住 所		連 絡 先 電 話 番 号		別記様式第4号の1（第5条関係） 第 号 年 月 日 接 近 禁 止 命 令 書 (保 護 者 氏 名) 殿 印 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。 <table border="1"> <tr> <td>命 令 を 受 け る 者</td><td>住 所</td></tr> <tr> <td></td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td></td><td>生 年 月 日 年 月 日生(歳)</td></tr> <tr> <td>命 令 の 内 容</td><td>が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td></tr> <tr> <td>命 令 を す る 理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>命 令 の 有 効 期 間</td><td>本日 から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>対 象 と な る 児 童</td><td>住所又は居所</td></tr> <tr> <td></td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td></td><td>生 年 月 日 年 月 日生(歳)</td></tr> <tr> <td>連 絡 先 住 所</td><td></td></tr> <tr> <td>連 絡 先 電 話 番 号</td><td></td></tr> </table> (注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	命 令 を 受 け る 者	住 所		氏 名		生 年 月 日 年 月 日生(歳)	命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	命 令 を す る 理 由		命 令 の 有 効 期 間	本日 から 年 月 日まで	対 象 と な る 児 童	住所又は居所		氏 名		生 年 月 日 年 月 日生(歳)	連 絡 先 住 所		連 絡 先 電 話 番 号	
命 令 を 受 け る 者	住 所																																												
	氏 名																																												
	生 年 月 日 年 月 日生(歳)																																												
命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
命 令 を す る 理 由																																													
命 令 の 有 効 期 間	本日 から 年 月 日まで																																												
対 象 と な る 児 童	住所又は居所																																												
	氏 名																																												
	生 年 月 日 年 月 日生(歳)																																												
連 絡 先 住 所																																													
連 絡 先 電 話 番 号																																													
命 令 を 受 け る 者	住 所																																												
	氏 名																																												
	生 年 月 日 年 月 日生(歳)																																												
命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
命 令 を す る 理 由																																													
命 令 の 有 効 期 間	本日 から 年 月 日まで																																												
対 象 と な る 児 童	住所又は居所																																												
	氏 名																																												
	生 年 月 日 年 月 日生(歳)																																												
連 絡 先 住 所																																													
連 絡 先 電 話 番 号																																													

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第12条による改正（福岡県建築士法施行細則（昭和25年福岡県規則第111号））

改

正

案

様式第1号（第3条関係）

(第一面)

略

(第二面)

欠格事由	1	拘禁刑以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日						ある	☐	ない	☐
	2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日						ある	☐	ない	☐
	3	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日						ある	☐	ない	☐
	4	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止期間						ある	☐	ない	☐
	5	精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。						はい	☐	いいえ	☐
※審査	免発許証行	名簿登録	副申審査	欠格審査	合名格簿照者合	住民票合	領収証紙	※県土整備事務所記載欄			
								責任者(職氏名) 印			
※登録番号				※登録年月日		年	月	日	※県土整備事務所受付番号		

(注)

1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。

2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)。」「(原本)を添付すること。

現

行

様式第1号（第3条関係）

(第一面)

略

(第二面)

欠格事由	1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日						ある	☐	ない	☐
	2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日						ある	☐	ない	☐
	3	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日						ある	☐	ない	☐
	4	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止期間						ある	☐	ない	☐
	5	精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。						はい	☐	いいえ	☐
※審査	免発許証行	名簿登録	副申審査	欠格審査	合名格簿照者合	住民票合	領収証紙	※県土整備事務所記載欄			
								責任者(職氏名) 印			
※登録番号				※登録年月日		年	月	日	※県土整備事務所受付番号		

(注)

1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。

2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)。」「(原本)を添付すること。

(注) 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。
2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)。」(原本)を添付すること。

(注) 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。
2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)。」(原本)を添付すること。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新旧対照表

第十三条による改正（福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号））

改 正 案	現 行
（売りさばき人の指定） 第七十条 略 2 略 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は指定しない。 一 四 略 五 指定を受けようとする者又はその役員等が、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものであるとき。 六 略 （売りさばき人の指定取消） 第七十四条 略 2 次の各号の一に該当する場合は、知事は、その指定を取り消すものとする。 一 四 略 五 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。 六 略 3 6 略	（売りさばき人の指定） 第七十条 略 2 略 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は指定しない。 一 四 略 五 指定を受けようとする者又はその役員等が、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものであるとき。 六 略 （売りさばき人の指定取消） 第七十四条 略 2 次の各号の一に該当する場合は、知事は、その指定を取り消すものとする。 一 四 略 五 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。 六 略 3 6 略

改 正 案	現 行
様式第57号（第71条）（本庁） (表) 略 (裏) 注 意 事 項 1 売りさばき人が、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)に違反したとき又は次の各号の一に該当して売りさばきを行うに足る信用を有する者でないと認められるときは、売りさばき人の指定を取り消すことがあること。 イ 売りさばき業務に関して、着服や売りさばき人証の貸与等の不正行為を行ったとき。 ロ 売りさばき業務に関する経理が不適正であると認められたとき。 ハ 二年間以上証紙の買受けがなく、かつ、その後の売りさばき業務について継続意思の確認ができないとき。 ニ 破産又は失踪の宣告その他の売りさばき人として不適当な事由が認められるとき。 2 次の各号の一に該当するときは、売りさばき人の指定を取り消すこと。 イ 売りさばき人が、暴力団であることが判明したとき。 ロ 売りさばき人、売りさばき人の役員等又は売りさばきを行う者(以下「売りさばき人等」という。)が、暴力団員等であることが判明したとき。 ハ 売りさばき所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であることが判明したとき。 ニ 売りさばき人等が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、売りさばき人の指定後に同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表されたものであることが判明したとき。 ホ 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。 ヘ 売りさばき人等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。 3 売りさばき所の見やすいところに、売りさばき所の標識掲げること。 4 証紙は売りさばきに支障のないよう備えておき、額面金額をもって売りさばくこと。また、汚損・毀損した証紙を売りさばいてはならないこと。 5 売りさばき人証は貸与してはならず、証紙買受けのときに提示すること。 6 住所、氏名若しくは売りさばき所を変更するとき又は売りさばき業務を廃止等するときは、福岡県会計管理局会計課に連絡すること。	様式第57号（第71条）（本庁） (表) 略 (裏) 注 意 事 項 1 売りさばき人が、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)に違反したとき又は次の各号の一に該当して売りさばきを行うに足る信用を有する者でないと認められるときは、売りさばき人の指定を取り消すことがあること。 イ 売りさばき業務に関して、着服や売りさばき人証の貸与等の不正行為を行ったとき。 ロ 売りさばき業務に関する経理が不適正であると認められたとき。 ハ 二年間以上証紙の買受けがなく、かつ、その後の売りさばき業務について継続意思の確認ができないとき。 ニ 破産又は失踪の宣告その他の売りさばき人として不適当な事由が認められるとき。 2 次の各号の一に該当するときは、売りさばき人の指定を取り消すこと。 イ 売りさばき人が、暴力団であることが判明したとき。 ロ 売りさばき人、売りさばき人の役員等又は売りさばきを行う者(以下「売りさばき人等」という。)が、暴力団員等であることが判明したとき。 ハ 売りさばき所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であることが判明したとき。 ニ 売りさばき人等が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、売りさばき人の指定後に同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表されたものであることが判明したとき。 ホ 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。 ヘ 売りさばき人等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。 3 売りさばき所の見やすいところに、売りさばき所の標識掲げること。 4 証紙は売りさばきに支障のないよう備えておき、額面金額をもって売りさばくこと。また、汚損・毀損した証紙を売りさばいてはならないこと。 5 売りさばき人証は貸与してはならず、証紙買受けのときに提示すること。 6 住所、氏名若しくは売りさばき所を変更するとき又は売りさばき業務を廃止等するときは、福岡県会計管理局会計課に連絡すること。